

保倉区

地域協議会だより



令和4年2月25日発行
(第41号)
発行 保倉区地域協議会
編集 北部まちづくりセンター

令和4年度

地域活動支援事業 ご相談をお待ちしています



地域活動支援事業って何？



地域の課題解決や、地域を元気にするための活動に対して、上越市が補助金を交付する制度です。

保倉区の皆さん、この事業を活用して、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

令和4年度の提案募集を前に、事業提案の相談をお受けします。

『こんな活動をしたいけれど、この事業を活用できるの？』『提案の仕方がよく分からない』など、どんなことでも結構です！

北部まちづくりセンターがサポートしますので、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 北部まちづくりセンター
TEL 025-531-1337

※事業の実施は、令和4年市議会3月定例会で議決後、正式決定となります。

※詳しい内容は、3月25日に全戸配布する『募集要項』でお知らせします。

説明会を開催します！

日時：3月17日（木）午後6時00分～

会場：保倉地区公民館 集会室

事業の概要や保倉区の採択方針等の説明を行います。

説明会終了後、個別相談に応じます。ぜひご参加ください。（事前予約は不要です）

裏面あります

☆地域協議会を開催しました☆

第4回地域協議会

《11月30日(火) 午後6時00分～ 保倉地区公民館》

【協議事項】 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

- ・保倉区地域協議会の「意見交換について」「会議の運営について」「情報の発信について」に関する取組を協議しました。

【協議事項】 地域の課題について

- ・「空き家・空き地」の状況について、委員間で意見交換を進めました。次回、市で取りまとめている保倉区の状況や市の対策などを建築住宅課、生活環境課から説明を受け、さらに議論を深めることとしました。

第5回地域協議会

《1月25日(火) 午後6時00分～ 保倉地区公民館》

【協議事項】 地域の課題について

- ・「空き家・空き地対策」について、町内会長連絡協議会会長、副会長と一緒に担当課から説明を受けました。
- ・委員からは相続放棄した空き家の管理についての質問や、市と町内会との連携について要望がありました。
- ・市からは相続放棄した空き家でも所有者に管理義務が発生するケースがあることや、土地所有者がわからない空き地の草刈り等の相談について、市に連絡が欲しいと説明がありました。

また、町内会でできることとして、住民の引っ越し等により空き家が発生する場合、事前に管理方法や所有者等の連絡先を把握しておくこと、清里区地域協議会が作成した「家族への安心ノート」(エンディングノート)のような取組を進めることなども、空き家の増加防止につながるとの説明がありました。



【説明を受けている様子】

【報告事項】 地域協議会会長会議について

- ・1月6日に開催された地域協議会会長会議について報告しました。
- ・令和4年度地域活動支援事業について、地域協議会で審査・採択を行う意向があるか確認し、保倉区では地域協議会が行うこととしました。



お問い合わせ

北部まちづくりセンター

住所：上越市中央 1-16-1 上越市レインボーセンター内

TEL:531-1337 FAX:531-1338 メール:hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp



エル